

1 概況

1 | 区内の景観資源

- ・ 区内には、寺社や遺跡、風情のあるまちなみ、自然特性である地形により形成された坂道などの景観資源が各所に残っています。
- ・ また、明治期を中心に、多くの文学者が活躍した足跡を残しており、まちそのものが文学の舞台になるなど、文化の薫るまちとしての魅力ももっています。これらは、新宿の歴史や伝統の記憶を今も残す貴重なまちの資源です。

2 | 超高層ビルの現況(新宿駅西口地域)

- ・ 区内には100mを超える超高層ビルは全部で40棟あり、このうち33棟が新宿駅西口地域にあります。これらの超高層ビル群は、新宿の特徴的な景観の一つとなっています。
- ・ 東京23区にある超高層ビルの高さ上位10位のうち、約半数が新宿駅西口地域にあります。

3 | 建物の絶対高さ制限

- ・ 土地の高度利用と居住環境の維持・調和を図るとともに、良好な景観形成を目的に、区内の約8割の区域に、建物の高さの最高限度を定める絶対高さ制限(高度地区^{*})が、平成18(2006)年3月31日に導入されています。

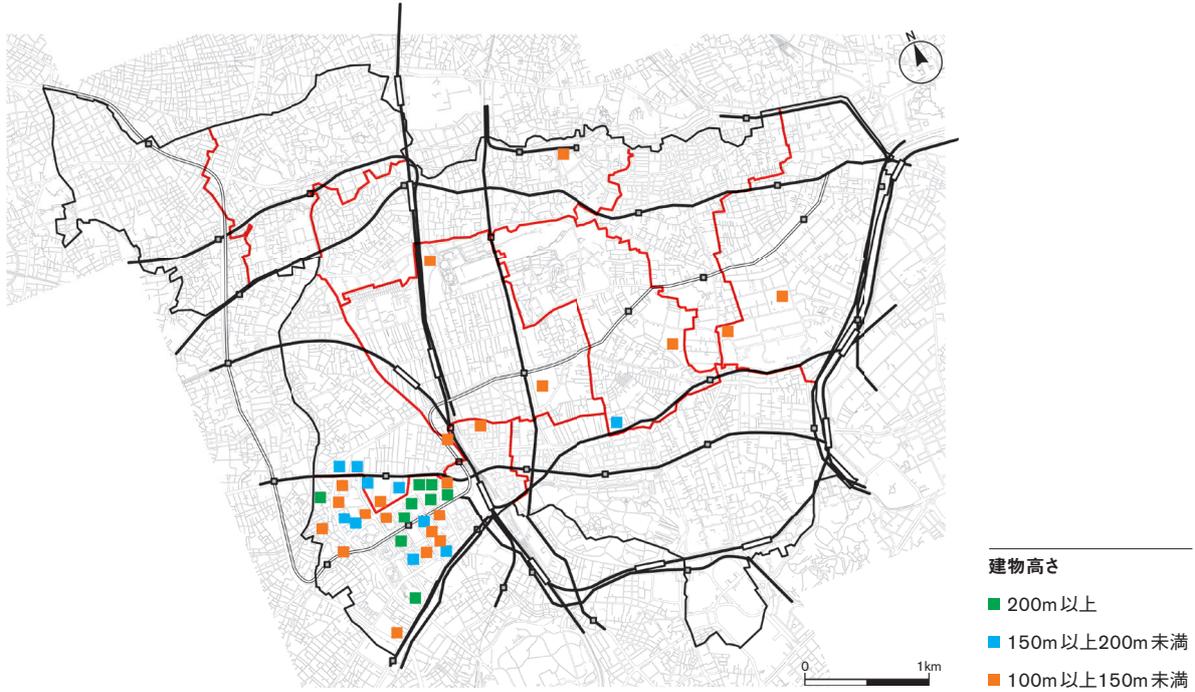
4 | 景観まちづくり計画^{*}による景観誘導

- ・ 今もなお多くの地域で輝きを放っている「個性的で多様な景観」を、新宿区の魅力として、また、貴重な財産として活かしながらかまちづくりを進めるため、新宿区は平成20(2008)年7月に景観行政団体となり、平

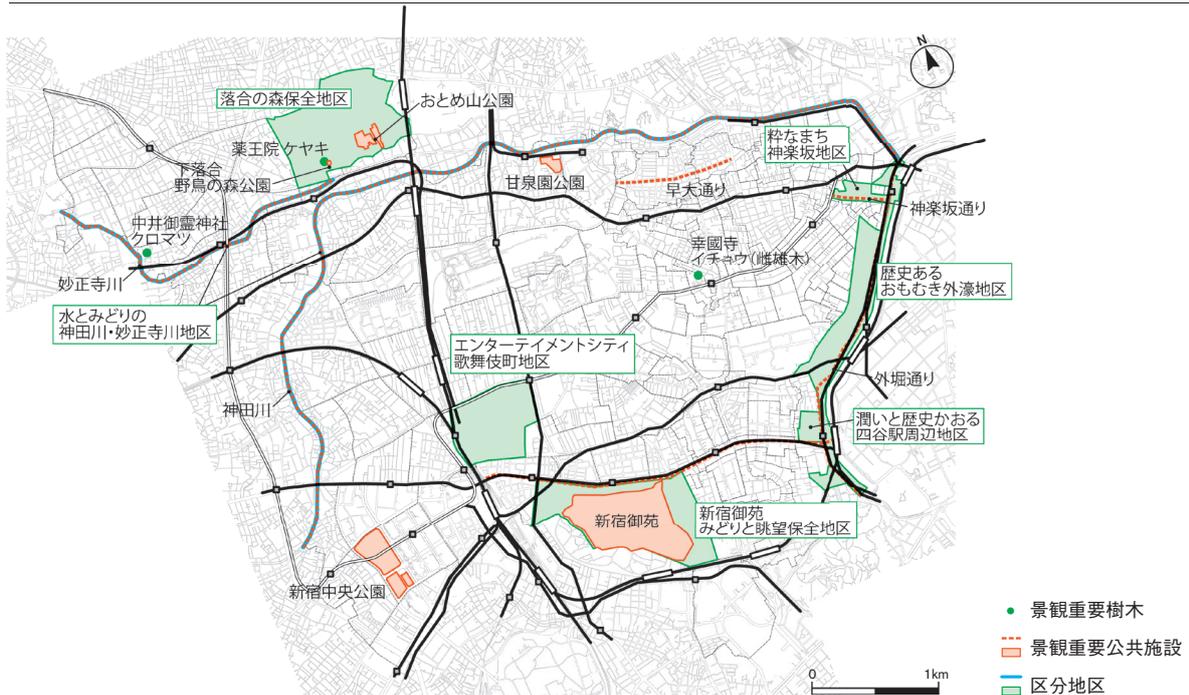
成21(2009)年4月に「景観まちづくり計画[※]」及び「景観形成ガイドライン[※]」を策定しました。

- ・ 地域の景観特性に基づく区分地区を、7地区・約264haで指定するとともに、「景観まちづくり相談員」や「エリア別景観形成ガイドライン」を活用し、区全域で景観まちづくりを進めています。
- ・ また、良好な景観形成のために「景観まちづくり計画」では、東京都屋外広告物条例[※]の制度である通称「地域ルール」を活用した屋外広告物に関する基準や、景観重要建造物の指定の方針、景観重要樹木の指定の方針、景観重要公共施設の整備に関する事項などを定め、景観まちづくりを進めています。

超高層建物(100m以上)の位置と高さ | 出典◎建築統計年報2016



景観まちづくり計画で位置づけた景観資源 | 出典◎新宿区(景観まちづくり計画(平成28年3月改定))



2 基本的な考え方

景観まちづくりの方針

- 1 | 地域の個性を活かした景観誘導
- 2 | 賑わいと潤いのある景観誘導
- 3 | 国際観光都市・新宿の顔づくりの推進
- 4 | 区民との連携による景観まちづくりの推進

新宿区は、豊島台地、淀橋台地とそれらに挟まれて東西に延びる下町低地、新宿区の外周を取り囲む神田川、妙正寺川、外濠、新宿御苑、明治神宮外苑、落合斜面緑地のみどりなど、変化に富んだ地形により構成されています。そのうえで展開されてきた多様な都市活動により、江戸時代からの歴史や文化を感じさせる神楽坂の路地、新宿駅西口超高層ビル群の都市景観、アジアの異国情緒あふれる界限、落合のみどりあふれる閑静な住宅地のまちなみなど、個性的な景観が形成されてきました。

今後は、東京都や隣接区とも整合を図りながら、地域の個性に光をあてた景観形成を推進し、市街地の更新にあわせた美しい景観を備えた都市空間の創出、これまで蓄積されてきた歴史的・文化的資源の保存、観光の視点も踏まえた景観の活用、神田川等の水辺や新宿御苑等のみどりの保全、また、その周辺を含めた景観の整備を進めていきます。これにより、潤いのある豊かな生活環境を創出するとともに、まちの活性化を図り、区民にとっても来訪者にとっても魅力的なまちの景観の形成を進めていきます。

3 方針（景観まちづくりの方針）

1 | 地域の個性を活かした景観誘導

①「まちの記憶」を活かした景観形成

- ・ 景観まちづくり計画^{*}により、土地利用や街路網の変遷、そこで展開されてきた人々の営みの歴史や文化など、地域に刻まれた「まちの記憶」を活かした景観形成を誘導します。

②変化に富んだ地形を活かした景観形成

- ・ 景観まちづくり計画により、変化に富んだ地形、神田川・外濠などの水辺、新宿御苑・落合斜面緑地などの貴重なみどりを、新宿区の景観の財産として景観形成を誘導します。

③水とみどりを活かした景観形成

- ・ 景観まちづくり計画により、公共施設や大規模施設、斜面緑地や寺社などのまとったみどりや、地域の景観資源となっている水辺を保全・創出し、都市に潤いを与え品格を高める景観形成を誘導します。

④ 眺望景観の保全・創出

- ・ 明治神宮聖徳記念絵画館等の歴史的建造物を中心とした眺望景観や新宿御苑からの良好な眺望景観を保全します。
- ・ 新宿駅西口の超高層ビル群においては、国際都市にふさわしい景観の維持を誘導します。
- ・ 街路樹の整備や道路の無電柱化^{*}により、良好な眺望景観を創出します。

2 | 賑わいと潤いのある景観誘導

① 賑わいのある都市空間の創出

- ・ 「将来の都市構造」における「創造交流の心」及び「賑わい交流の心」と、「賑わい交流軸」については、地域の特色を活かし、風格のあるまちなみの形成や快適な歩行者空間の整備などを進め、賑わいのある景観を創出します。

| 区分 | 景観形成の方針 |
|--------------|---|
| 賑わい交流景観創造ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新宿駅周辺は、超高層ビル群全体として、まとまりのあるスカイラインの形成や、賑わいのある魅力的な景観を創出します。 ・ 高田馬場、四谷、神楽坂・飯田橋、大久保、神宮外苑・信濃町の各ゾーンは、それぞれのまちの個性を活かした質の高い賑わいのある景観形成を誘導します。 |
| 賑わい交流景観創造軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新宿通りから中央通り、明治通りにみどりあふれる快適な歩行者空間の創出や沿道建物等の景観誘導を行い、賑わいと魅力あふれる沿道景観を形成します。 |

② 潤いのある景観形成

- ・ 「将来の都市構造」における「七つの都市の森」及び大規模施設のみどりや公園等と、「水とみどりの環」のうち、河川や外濠など水が主体となる区間については、水辺とみどり豊かな潤いのある景観形成を進めます。

| 区分 | 景観形成の方針 |
|-----------|--|
| みどりの景観ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「七つの都市の森」を核に、潤いあふれる景観形成を図ります。また、積極的にみどりを創出し、これらを連続させるみどりのネットワークの形成を図ります。 |
| 水辺の景観軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 神田川、妙正寺川、外濠などの景観を活かした親水空間の創出、周囲のまちなみや遊歩道などの整備の促進を図ります。 |

③ 建物等や公共施設の景観誘導

- ・ 景観まちづくり計画^{*}における地域の景観特性に基づく区分地区を追加・拡充し、良好な景観を保全・創出します。
- ・ 景観形成ガイドライン^{*}や景観まちづくり相談員を活用した景観事前協議により、建物等の景観誘導を進めます。
- ・ 道路や広場などの公共施設などに関する景観誘導のしくみを検討します。

④ 屋外広告物の景観誘導

- ・ 屋外広告物の規制誘導や地域別ガイドラインの策定地区の追加による、地域特性を活かした広告のルールづくりとともに、景観事前協議等によって、きめ細かに屋外広告物の景観誘導を進めます。

3 | 国際観光都市・新宿の顔づくりの推進

- ・ 国際観光都市の拠点として「将来の都市構造」における「創造交流の心」及び「賑わい交流の心」を位置づけ、拠点が有する歴史や文化、自然、あるいは個性ある都市空間などを活かし、まちの顔となる景観の保全・創出を進めます。
- ・ 特に、新宿の玄関口となる新宿駅周辺では、国際的な交流都市として、新宿にふさわしい個性と魅力あふれる顔づくりを進めます。

4 | 区民との連携による景観まちづくりの推進

① 区民との連携

- ・ 地域の住民、事業者、NPO^{*}、大学などの多様な主体との連携・協働により、景観まちづくりを進めます。

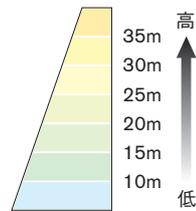
② 広域的な景観誘導の推進

- ・ 道路や河川などの連続する景観形成や眺望景観の保全など、広域的な景観形成が必要な地域については、東京都や隣接区などと連携し、景観誘導を進めます。
- ・ 景観法^{*}及び関連制度を活用した景観施策を効率的・効果的に進めるため、関係自治体と連携した景観まちづくりを進めます。

景観まちづくり方針図



- 賑わい交流景観創造ゾーン
- 賑わい交流景観創造軸
- 七つの都市の森(みどりの景観ゾーン)
- みどりの景観ゾーン
- 水辺の景観軸
- 幹線道路
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅



1 概況

1 | 住宅数の動向

- ・ 区内の住宅総数は、平成5(1993)年まで減少傾向でしたが、その後の都心回帰や東京圏への集中などにより急速に増加しました。この20年間で約61%増加し、平成25(2013)年現在で234,960戸となりました。
- ・ 空き家は徐々に増加しており、平成25(2013)年現在で28,560戸です。このうち、管理されていない空き家(住宅・土地統計調査におけるその他の住宅)は4,890戸あり、これを平成15(2003)年と比較すると600戸(約14%)増加しています。ただし、中間の平成20(2008)年と比較すると1,870戸(約28%)減少しています。

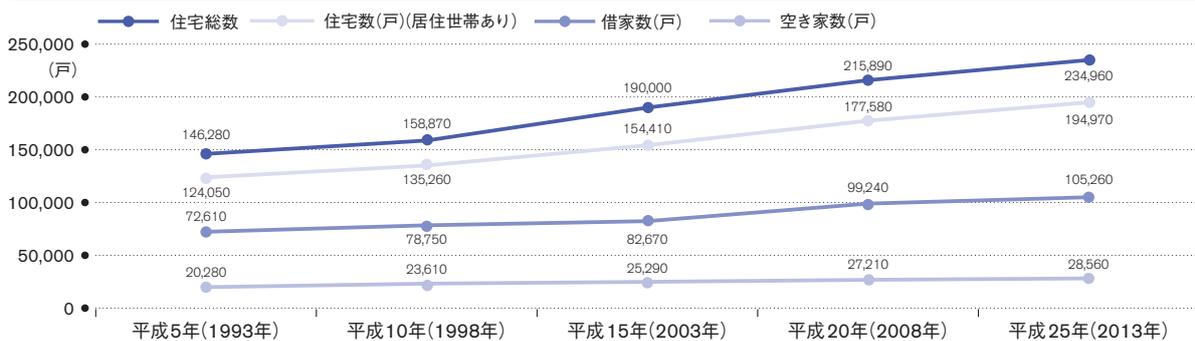
2 | 住宅タイプの動向

- ・ 住宅タイプは共同住宅が圧倒的に多く、平成25(2013)年現在で約86%(戸数ベース)を占め、区民の多くが共同住宅に住んでいることがわかります。
- ・ 共同住宅のなかでも、マンションの中高層化が進み、6階以上の共同住宅の戸数が急速に増加し、平成15(2003)年から平成25(2013)年の10年間で約48%増加しました。一方で、2階以下の低層の共同住宅は減少傾向にあります。

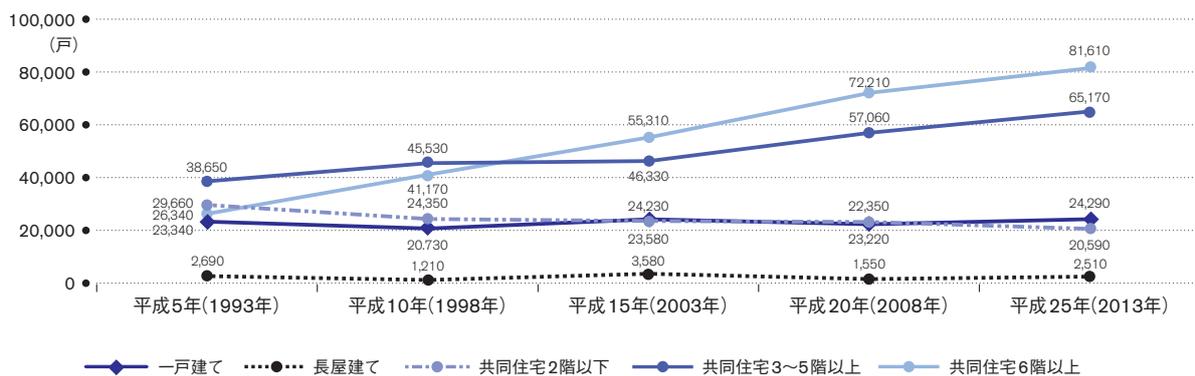
3 | 居住水準の動向

- ・ 区内の一住宅当たりの居住室の畳数は、平成25(2013)年現在で20.47畳であり、平成15(2003)年と比較すると1.5%減少し、居住室の規模が微減しています。しかしながら、世帯の構成人数の減少により、一人当たりの居住室の畳数は増加しています。
- ・ 居住世帯のある住宅数に占める、最低居住水準を満たしていない主世帯数は増加しています。

住宅数等の推移 | 出典◎住宅・土地統計調査



住宅タイプの推移 | 出典◎住宅・土地統計調査



1住宅当たり・1人当たり量数 | 出典◎住宅・土地統計調査

| | 平成15年(2003年) 居住者の量数(量) | | 平成25年(2013年) 居住者の量数(量) | | 平成15~25年 増減率(%) | |
|-----|---------------------------|-------|---------------------------|-------|--------------------|-------|
| | 1住宅当たり | 1人当たり | 1住宅当たり | 1人当たり | 1住宅当たり | 1人当たり |
| 区全体 | 20.78 | 11.15 | 20.47 | 11.72 | -1.5% | 5.1% |
| 持家 | 30.34 | 13.32 | 29.83 | 14.45 | -1.7% | 8.5% |
| 借家 | 13.49 | 8.71 | 14.23 | 9.27 | 5.5% | 6.4% |

2 基本的な考え方

住宅・住環境整備の方針

- 1 | 安心して暮らせる住まいづくり
- 2 | 住生活の豊かさを実感できる住まいづくり
- 3 | 安定した居住を確保できるしくみづくり
- 4 | 地域コミュニティを主体とした魅力ある住環境づくり
- 5 | 子ども、障害者、高齢者、外国人等にやさしい暮らしづくり

新宿区には、落合のように戸建住宅の多い地域や、住宅と業務ビル・店舗等が混在する地域、西新宿のように再開発等により大規模な高層マンションの建設が進んでいる地域など、様々な住居地域が存在しています。良好な住環境の低層住宅地や中高層住宅地がある一方で、木造住宅密集地域^{*}のように防災性に課題のある地域も多く、また、交通利便性の高さなどによりワンルームマンションの建設も多く、近隣環境の維持や良好な住環境の形成に課題があります。

このような状況を踏まえ、今後も、都心居住を積極的に促進するとともに、人々が住み続けられ、子どもを育てられる住環境の整備に取り組む必要があることから、民間の住宅供給を適切に誘導し、安心して住み続けられる住宅と良好な住環境の形成を進めていきます。

また、ユニバーサルデザイン^{*}の視点を踏まえた住宅の整備を支援するとともに、ファミリー世帯、高齢者等の住まいの安定確保を図り、人々が安全で快適に住み続けられる住宅・住環境整備の支援を進めていきます。

3 方針（住宅・住環境整備の方針）

1 | 安心して暮らせる住まいづくり

① 災害に備えたまちづくり・住まいづくり

- ・ 地区計画^{*}や街区再編まちづくり制度^{*}等のまちづくり手法、市街地再開発事業^{*}や土地区画整理事業^{*}等の活用により、道路等の都市基盤の整備を進めます。
- ・ 地域の住民との協働により、地域特性にあわせて、地区計画や新たな防火規制^{*}制度、不燃化推進特定整備事業^{*}、市街地再開発事業等を活用して、木造住宅密集地域や地域危険度^{*}の高い地域の防災性の向上に取り組みます。
- ・ 建物の敷地面積の最低限度を定めるなど、ゆとりのある住宅の誘導を図ります。
- ・ 耐震診断・耐震改修の支援により、既存住宅の耐震化を進めます。
- ・ 日常生活における住まいの防災対策を進めます。

② 住まい等の防犯

- ・ 住宅等の防犯性の向上や、まちなかにおける防犯カメラの設置や街路灯の整備、見通しの確保などを誘導します。
- ・ パトロール、見守り、清掃・美化など警察や地域との連携により、まちの安全性の向上を図ります。

③ 健康に配慮した住宅の普及促進

- ・ 住宅性能表示制度^{*}の活用促進等により、健康に配慮した住宅の普及を促進します。

④ 空き家等の対策

- ・ 管理不全な空き家や管理不全な土地・建物は、空き家等対策計画に基づき、管理不全な状態を解消し、区民の良好な生活環境が確保できるよう努めていきます。

2 | 住生活の豊かさを実感できる住まいづくり

① 多様な居住ニーズに対応するしくみづくり

- ・高齢者や障害者、ファミリー世帯、単身世帯など多様な居住ニーズに対応するため、事業者と連携した住宅の供給、住み替えなどを誘導するとともに、既存の公共住宅の活用を図ります。
- ・良好な住環境の維持等を目的に、住宅宿泊事業法等に基づき民泊の適切な運営等について、新宿区にふさわしい取組みを推進していきます。

② ユニバーサルデザイン^{*}の視点などを踏まえた住宅の質の向上

- ・ユニバーサルデザインの視点を踏まえた良好な住宅づくりを促進します。
- ・住宅改修等に対する資金融資やリフォーム工事業者の斡旋などにより、既存住宅の適切な維持・改善を支援していきます。また、良質な住宅を確保するため、住宅性能表示制度^{*}やリフォームの履歴情報の活用、地域の住宅関連業者との連携などを進めます。
- ・長期にわたり良好な状態で住める長期優良住宅^{*}を増やすため、建設や既存住宅の増・改築を進めます。

③ マンションの適正な維持管理・再生への支援

- ・マンションの良好な維持管理や再生を促進するため、相談事業の実施や啓発により、管理組合等を支援します。
- ・ワンルームマンション条例^{*}等に基づき、高齢者世帯やファミリー世帯向けの住宅の供給や適正な建物管理を誘導します。
- ・老朽化したマンション等への対応として、管理の適正化や改修・建替えの誘導など、効果的な支援のしくみづくりを検討します。

④ 環境に配慮した住宅の普及促進

- ・住宅の省エネルギー^{*}化や再生可能エネルギー^{*}の導入などを進めます。また、室内における有害化学物質についての情報提供など、健康に配慮した住宅の普及を促進します。

3 | 安定した居住を確保できるしくみづくり

① 高齢者や障害者等の住まいの安定確保

- ・高齢者や障害者等が入居制限を受けずに民間賃貸住宅に入居できるように、区内の不動産団体と連携して、住み替え相談会などによる支援を推進します。
- ・「新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会」の継続を含め、今後、高齢者の住まいの確保に向けての関係団体との連携のしくみづくりを検討します。

② 安心して子育てできる居住環境づくり

- ・子育て世帯が居住ニーズに応じて住宅を確保できるよう、居住継続の支援を進めます。
- ・良好なコミュニティができるよう、子育て世帯の居住にも適した優良な住宅供給を適切に誘導します。
- ・子育て世帯の定住化と子育てに適した環境整備や支援を進めます。また、ひとり親世帯等が安心して生活を営める環境づくりや支援を進めます。

③ 区営住宅等の有効活用とセーフティネット[※]機能の向上

- ・ 老朽化した区営住宅等の建替えや修繕による良質な住宅ストック[※]の整備を進めます。
- ・ 区営住宅が区民のセーフティネットとして有効に機能するよう、管理の適正化・効率化を進めます。

4 | 地域コミュニティを主体とした魅力ある住環境づくり

① 地域主体の住環境づくり

- ・ 地区計画[※]制度等を活用した地域の住民等が主体となった良好な居住環境の形成や、地域の交流の場づくりなどを推進します。

② 地域力の強化

- ・ 災害対策はもとより、高齢社会や子育て支援への対応や、外国人や単身居住など多様な居住ニーズなどへの対応のためには、地域で暮らしをともにする住民が相互に支えあう地域力を高めることが重要です。このため、町会・自治会や商店会等の地域団体、防災・防犯その他の課題に関わるまちづくり活動団体への支援等を行い、地域コミュニティの形成を推進します。

5 | 子ども、障害者、高齢者、外国人等にやさしい暮らしづくり

- ・ 公共交通、道路、公園、不特定多数の人が利用する建物などのバリアフリー化を進めるとともに、コミュニケーションが困難な人への対応を進めます。
- ・ まちなかでは、子どもの目線や視野等に対応した環境整備を進めるとともに、子ども連れでの外出を安全なものとするため、ベビーカーの利用環境などを高めます。
- ・ 大規模な開発や施設建築物のリニューアルの際は、子育て支援施設や高齢者福祉施設、日常生活に必要な商業・サービス施設などを誘導します。
- ・ 大規模な住宅開発や公共住宅の建替え等にあたっては、若者から子育て世帯・高齢者世帯など、多様な世帯や文化が共存できるコミュニティの形成を進めます。
- ・ 地域で生活する外国人にも住みやすい暮らしを実現するため、生活情報の多言語による広報を行うとともに、相互の文化の理解や、地域コミュニティへの参加、円滑なコミュニケーションの環境づくりを進めます。

住宅・住環境整備方針図



地区計画
まちづくりルール

小学校*
中学校*
町会・自治会区域界
商店街

幹線道路
鉄道・駅
地下鉄・駅

※平成29年12月現在

誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針

1 概況

1 | バリアフリーの状況

- ・ 鉄道駅のバリアフリー化率は、平成28(2016)年度現在で87.8%(49駅のうち43駅)であり、平成19(2007)年度の67.4%(46駅のうち31駅)から増加しています。
- ・ 平成17(2005)年4月に新宿区交通バリアフリー基本構想^{*}を策定し、重点整備地区に指定した新宿駅周辺地区及び高田馬場駅周辺地区において、バリアフリー事業を進めており、特定事業計画における事業完了割合は高水準の状況です。
- ・ しかしながら、違法駐輪などがみられることにより、安全な歩行者空間の確保が課題となっています。また、歩道と車道が分離されていない道路の存在や、歩行者と自動車と自転車の交錯などもみられ、歩行者優先・歩車共存の道路空間に課題があります。さらに、まちの案内サイン整備が未だ十分ではなく、外国人や観光客など慣れない人にはわかりづらいものとなっていること、また、自転車の放置等によりサイン機能が阻害されていることなどの課題があります。

2 | ユニバーサルデザイン^{*}のまちづくりガイドラインの策定

- ・ 平成23(2011)年3月に、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、まちの改善すべき点に気づき、望まれるまちの姿の実現をめざす「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を策定しました。
- ・ 使い手やつくり手、行政、NPO^{*}、関係する団体等が、それぞれの立場でまちづくりの役割と協働のなかで本ガイドラインが活用されています。

3 | 健康づくりの場としての都市空間の需要状況

- ・ 平成27年度新宿区区民意識調査によると、生活における心配事のうち「自分が心身の健康を損なうこと」について、「心配である・心配になると思う」と回答した割合は約75%であり、区政への要望として上位9位に「区民の健康増進」があがっています。一方、平成22年度新宿区スポーツ環境調査によると、スポーツを行う理由は、「健康や体力の保持・増進」が最も多く、特に60代からその傾向が高くなっています。ま

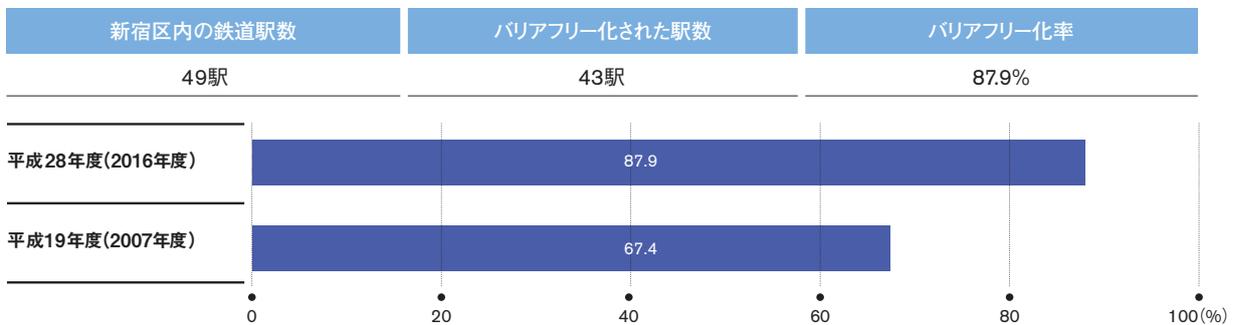
た、スポーツを行う場所は、屋外の公共空間(都市空間)が最も多くなっています。

- ・ 以上のようなことから、健康づくりの場として都市空間の需要が高いことがわかります。区民は散歩やジョギング、体操、ストレッチなどを行うため、歩道や公園などを活用しています。また、新宿シティハーフマラソンなど、都市空間を活用した大規模なスポーツイベントがあり、多くの区民等が参加しています。

4 | 文化・芸術の発信の場としての都市空間の需要状況

- ・ 新宿区では、一年を通して、音楽、演劇、能・狂言、落語などの公演や美術展などの文化芸術に関わるイベントが開催されています。また、寺社などの歴史的・文化的資源、歴史上の人物ゆかりの地、美術館、博物館、能楽堂、寄席など多様な文化・芸術施設等が存在しています。
- ・ このような新宿の多様な魅力を活かして、「文化発信創造のまち 新宿」として、新宿のまちに新たな賑わいを創出する取組みが進められています。
- ・ 多様な文化・芸術を育む新宿のまちの遺伝子を活かし、アート力でまちに新たな賑わいと活力を生み出す一大アートイベントとして「新宿クリエイターズ・フェスタ」があります。平成23(2011)年から継続して開催されており、新宿駅周辺の公共の空間・施設、民間施設等を活用しています。
- ・ また、まち全体を染め物のギャラリーに見立て、妙正寺川や中井駅周辺の商店街を色鮮やかな反物やのれんで飾るイベント「染の小道」があります。
- ・ 様々なアートイベントを開催することで、区民及び来街者が文化・芸術にふれる機会を創造しています。

鉄道駅のバリアフリーの状況 | 出典◎新宿区



注：バリアフリー化された駅とは、エレベーターまたはスロープにより高低差が解消され、駅出入口からプラットフォームまで、車いす使用者が円滑に移動できる経路が1以上確保された鉄道駅のこと。

2 基本的な考え方

誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針

1 | ユニバーサルデザイン*まちづくり

2 | 人々の交流を創出する都市空間づくり

少子高齢化の進展や都市基盤の成熟が進むなか、都市空間の質の向上を図り、暮らしの豊かさを感じられるまちづくりを進めていきます。

高齢者の増加や訪日外国人をはじめ来街者の増加などにより、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちづくりが求められています。

また、誰もが気軽に出歩き、お互いに交流しあえることは健康に暮らせるまちづくりにつながります。新宿区では、道路や公園などの質の向上や交流の場の活用を推進し、人々の交流や賑わいを創出する都市空間づくりを進めます。

3 方針（誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針）

1 | ユニバーサルデザインまちづくり

① 都市空間の整備や改善

- ・道路や駅前広場、地下歩行者通路のバリアフリー化を進めます。
- ・多言語の公共サイン・案内板、音声案内等の整備など、訪日外国人をはじめとする来街者にとってわかりやすい都市空間の整備や改善を図ります。
- ・まちかど広場、休憩ベンチ、緑陰空間などを設け、健康的で快適に過ごせる歩行者空間の整備を進めます。
- ・身近な道路に愛称をつけ、また、地域の歴史や文化、まちの記憶などを説明した案内板等の整備を進め、わかりやすく親しみやすい都市空間づくりを進めます。

② 公共施設等の整備

- ・不特定多数の利用のある鉄道駅舎や公園、官公庁施設、保健・福祉施設、医療機関、金融機関、文化・スポーツ施設、商業施設、学校などは、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた整備や改善を誘導します。
- ・施設の入出口の段差の解消や、誰でも利用できるトイレ等の整備を促進します。

③ バリアフリー住宅の整備

- ・床の段差の解消やトイレ・浴室・廊下等への手すりの設置など、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導します。

④ 多様な主体との協働

- ・道路、駅舎等の公共施設の整備にあたっては、バリアフリー化などユニバーサルデザイン^{*}の視点を踏まえて、関係機関と協働で進めていきます。
- ・福祉のまちづくり団体、NPO^{*}などと協働し、また、その活動を支援し、まちのバリアフリー化を促進していきます。
- ・ユニバーサルデザインの視点を踏まえた都市空間の形成のため、周辺に影響のある施設等を対象にマニュアルと事前協議による誘導を進めます。
- ・バリアフリー化のための設備等の整備への支援について検討します。
- ・新宿駅では、多様な関係者が連携して取り組んでいる新宿ターミナル協議会にて、利便性向上のための施設整備等を進めていきます。なお、この取組みの検討成果を、区内各所で進められているまちづくりにも活かしていきます。

2 | 人々の交流を創出する都市空間づくり

① 道路・公園の質の向上

- ・幹線道路及び区内主要道路等の整備時に歩行者通行部の設置や拡幅、みどり環境の充実に配慮するなど、散歩やランニングなどで気軽に区民が楽しめる道路環境を整備します。
- ・区内の公園が、誰もが使いやすく、安全で安心して過ごせる場となるよう、公園施設のユニバーサルデザイン^{*}化や清潔で使いやすいトイレづくりなどを進めます。また、散歩やランニングなどで気軽に区民が楽しめる公園環境を整備します。
- ・地域と利用者との連携による、地域や公園の特性に応じた独自のルール・運営の検討などにより、魅力ある公園づくりを進めます。
- ・道路や公共施設においては遮熱性舗装^{*}や緑陰整備などを図ります。また、周辺の防犯対策や景観誘導を進めます。
- ・戸山公園箱根山地区多目的運動広場は、引き続き、多種目・多目的に使用できる総合的な多目的運動場としての整備を東京都へ要望します。

② 公共施設の質の向上

- ・区内の運動・スポーツ関連施設は、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた誰もが使いやすい施設としての整備や充実を図ります。
- ・区民の多様化するニーズに対応し、誰もが気持ちよく安心して使えるよう、温水シャワーの標準完備や一時救護スペースの確保、更衣室等を清潔に保つ工夫など、区内の運動・スポーツ関連施設の付帯設備等の充実を図ります。

③ 交流の場の活用推進

- ・区民のスポーツ・レクリエーション活動や相互交流の場、文化・芸術の発信の場となるよう、道路や公園、施設建築物における公共的な空間などを活かし、賑わいや活力あるまちづくりを推進します。
- ・民間施設と一体となった都市空間の場が活用されるよう、施設管理者とイベント主催者との連携を図ります。

④ 健康に暮らせるまちづくり

- ・区民が気軽に出歩き、ウォーキングやジョギングを楽しむことで、無理なく健康的な生活ができるよう、道路・公園の質を向上します。
- ・地域の人々のつながりが住民の健康に影響することがわかってきています。人々の交流が活発になるコミュニティづくりに役立つよう、交流の場の創出を促進していきます。



- | | | |
|---|---|---|
|  交通バリアフリー重点整備地区 |  新宿ターミナル協議会の対象範囲 |  幹線道路 |
|  バリアフリールートが確保されている鉄道駅* |  交流を創出するおんな都市空間 |  鉄道・駅 |
|  東京都道路バリアフリー整備推進計画優先整備路線 |  都市計画公園・緑地 |  地下鉄・駅 |
| |  都市公園等 | |

*バリアフリー法に基づき、駅ホームから地上までエレベーターの利用により、1経路以上円滑な移動経路が確保されている駅

環境に配慮した まちづくりの方針

1 概況

1 | 温室効果ガス[※]の排出等の状況

- ・ 区内の二酸化炭素（温室効果ガスの二酸化炭素換算）の排出量は、平成26（2014）年度現在で301万3,000t-CO₂であり、前年度に比べ約19万t-CO₂減少しました。しかしながら、平成26（2014）年度値は、基準年となった平成2（1990）年度値と比較して、22.3%増加しています。
- ・ 部門別では、民生部門のうち業務の排出量が多いことが特徴で、民生部門のうち家庭をあわせた民生部門だけで、全体の約81%を占めます。

2 | 発電電力の状況

- ・ 平成23（2011）年の東日本大震災を契機に国内の電力供給の構成が変化し、平成27（2015）年度現在では、石油や石炭などの化石エネルギーが91.2%を占めています。一方で太陽光や風力などの再生可能エネルギー[※]による発電が増えつつあります。
- ・ 新宿区においては、住宅用新エネルギー及び省エネルギー[※]機器等導入補助金制度を平成21（2009）年度に導入し、平成28（2016）年度までに2,745件の設置があり、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池（エネファーム）の設置が進んでいます。

3 | 気候の状況

- ・ 東京の年平均気温は、過去100年で約3℃の上昇がみられ、他の大都市の平均上昇気温2.4℃、中小規模の都市の平均上昇気温1℃に比べて大きな上昇となっています。気温上昇の原因には、地球温暖化の影響もありますが、ヒートアイランド現象[※]を含む都市温暖化の傾向が、顕著にあらわれています。

4 | ごみ・リサイクルの状況

- ・新宿区収集のごみと資源回収の総量は、平成28(2016)年度現在で約9.1万tであり、平成19(2007)年度と比較すると約1.9万t減少しました。資源化率は、平成28(2016)年度現在で21.7%であり、平成19(2007)年度と比較すると3ポイント増加しました。

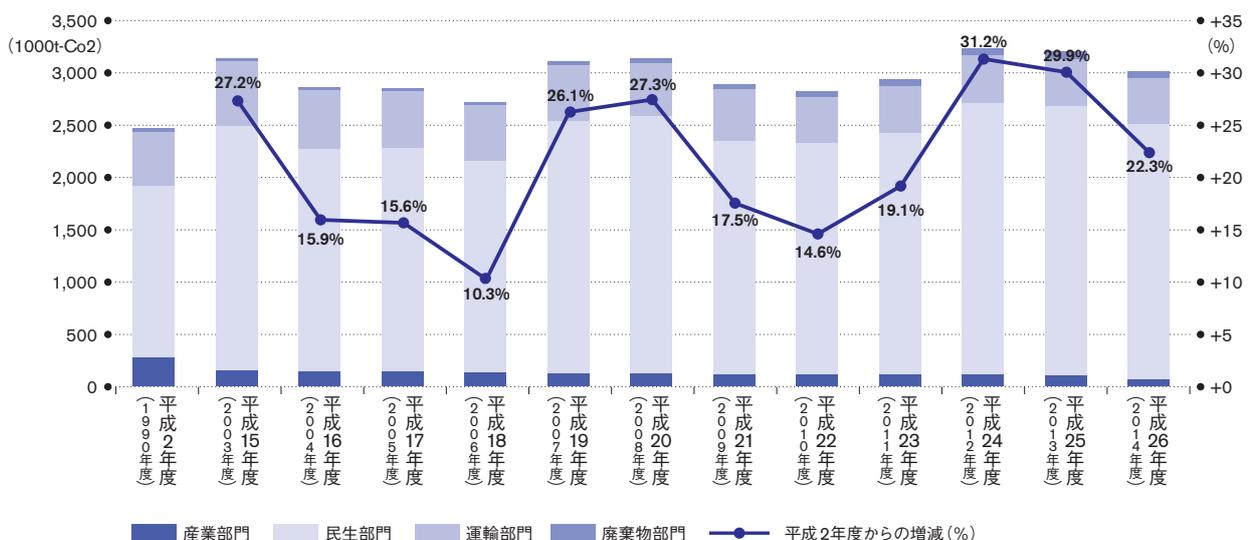
5 | 都市型公害に関する苦情・相談の状況

- ・都市型公害に関する苦情件数は、平成28(2016)年度末現在で192件あり、過去5年間をみると100～200件台で推移しています。平成28(2016)年度は、騒音が最も多く全体の48%を占め、粉じん(11%)、振動(15%)、悪臭(14%)が続きます。
- ・都市型公害に関する相談件数は、平成28(2016)年度現在で3,081件あり、過去5年間をみると増加傾向にあります。土壌汚染が最も多く全体の70%を占めます。

産業部門別二酸化炭素排出量の推移 | 出典○オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

| | 平成2年度 (1990年度) | 平成15年度 (2003年度) | 平成16年度 (2004年度) | 平成17年度 (2005年度) | 平成18年度 (2006年度) | 平成19年度 (2007年度) | 平成20年度 (2008年度) | 平成21年度 (2009年度) | 平成22年度 (2010年度) | 平成23年度 (2011年度) | 平成24年度 (2012年度) | 平成25年度 (2013年度) | 平成26年度 (2014年度) |
|----------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 産業部門 | 274 | 150 | 135 | 143 | 129 | 121 | 123 | 110 | 109 | 108 | 109 | 99 | 66 |
| 民生部門 | 1,640 | 2,339 | 2,135 | 2,135 | 2,029 | 2,414 | 2,456 | 2,236 | 2,219 | 2,314 | 2,599 | 2,579 | 2,436 |
| 運輸部門 | 520 | 624 | 564 | 550 | 527 | 536 | 510 | 495 | 433 | 450 | 459 | 453 | 444 |
| 廃棄物部門 | 30 | 21 | 21 | 21 | 33 | 37 | 47 | 54 | 63 | 63 | 65 | 70 | 67 |
| 合計 | 2,464 | 3,134 | 2,856 | 2,849 | 2,717 | 3,108 | 3,137 | 2,895 | 2,823 | 2,935 | 3,232 | 3,201 | 3,013 |
| 平成2年度(1990年度)比 | ±0.0% | +27.2% | +15.9% | +15.6% | +10.3% | +26.1% | +27.3% | +17.5% | +14.6% | +19.1% | +31.2% | +29.9% | +22.3% |

(単位：1000t-CO₂) 各部門の排出量と合計は、四捨五入の関係で異なることがある。



2 基本的な考え方

環境に配慮したまちづくりの方針

- 1 | エネルギー利用の効率化を推進するまちづくり
- 2 | ヒートアイランド[※]対策を推進するまちづくり
- 3 | 資源循環型のまちづくり
- 4 | 誰もが快適に過ごせる都市空間づくり

地球温暖化の進行や東日本大震災等の教訓から、災害時のエネルギー確保の必要性が高まり、低炭素・省エネルギー[※]の推進や再生可能エネルギー[※]の活用が重要となっています。あわせて資源循環型のまちづくりを推進し、持続可能な都市づくりに取り組んでいきます。

また、騒音、臭気、光害、ビル風等に配慮した建物整備や、来街者を意識したきれいなまちづくりなどを進め、誰もが快適に過ごせる都市空間をつくっていきます。

3 方針（環境に配慮したまちづくりの方針）

1 | エネルギー利用の効率化を推進するまちづくり

① 区内全域における推進

- ・ 太陽光、太陽熱、地中熱[※]などの再生可能エネルギー、排熱などの未利用エネルギー[※]の普及のための取組みを進めます。
- ・ 省エネルギー対策等によるCO₂の排出削減の推進に取り組めます。
- ・ 環境への負荷を軽減する工法や省エネルギー製品の採用に取り組めます。
- ・ 改修可能な小型街路灯すべてをLED[※]街路灯に改修します。
- ・ 区内のエネルギー消費量を削減するため、区民の環境に対する意識の向上を図ります。

② 大規模施設における推進

- ・ ICT[※]によるエネルギーの管理や、コージェネレーション[※]などの高効率なエネルギー設備の導入を促進します。
- ・ 市街地再開発事業[※]等による大規模建築の計画においては、徹底した省エネルギー化を促し、建物の高断熱化や再生可能エネルギーの導入、地域冷暖房[※]など効率的なエネルギー利用を働きかけます。

③ 住宅における推進

- ・ 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた、長期優良住宅[※]制度の周知のほか、国が

定める建物の消費性能基準(省エネ基準)に基づく低炭素住宅[※]やZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス[※])などの環境配慮型住宅の導入などを促進します。

2 | ヒートアイランド[※]対策を推進するまちづくり

- ・ 交通渋滞の緩和、自動車交通の抑制、公共交通機関の整備と利用を進めます。また、道路や公共公益施設は、遮熱透水性舗装[※]や保水性舗装[※]などによる整備を進めます。
- ・ 環境負荷の少ない区民の新たな移動手段として、また、観光の活性化やまちの回遊性の向上が期待される、自転車シェアリング[※]を推進します。
- ・ 建物の敷地の接道部緑化、建物の屋上緑化や壁面緑化、工作物の緑化を進めるとともに、広場や駐車場の芝生化などを誘導します。

3 | 資源循環型のまちづくり

- ・ 都市施設[※]や施設建築物について、計画から竣工、維持管理、解体に至る全過程において、環境負荷軽減への配慮や長寿命化修繕計画の策定などにより、ライフサイクルコストの軽減を図ります。
- ・ 大規模な開発や商業施設の建設などの際には、資源や廃棄物などの効率的な排出を促します。
- ・ 建設工事等に伴う産業廃棄物の排出量の発生抑制、再生利用、縮減を図るため、建設リサイクル法[※]に基づき分別解体と再資源化を進めます。
- ・ 雨水(あまみず)の利用を図るため、自然環境機能を活用した取組み、浸透機能をもたせた植栽帯・雨水利用設備の設置を進めます。

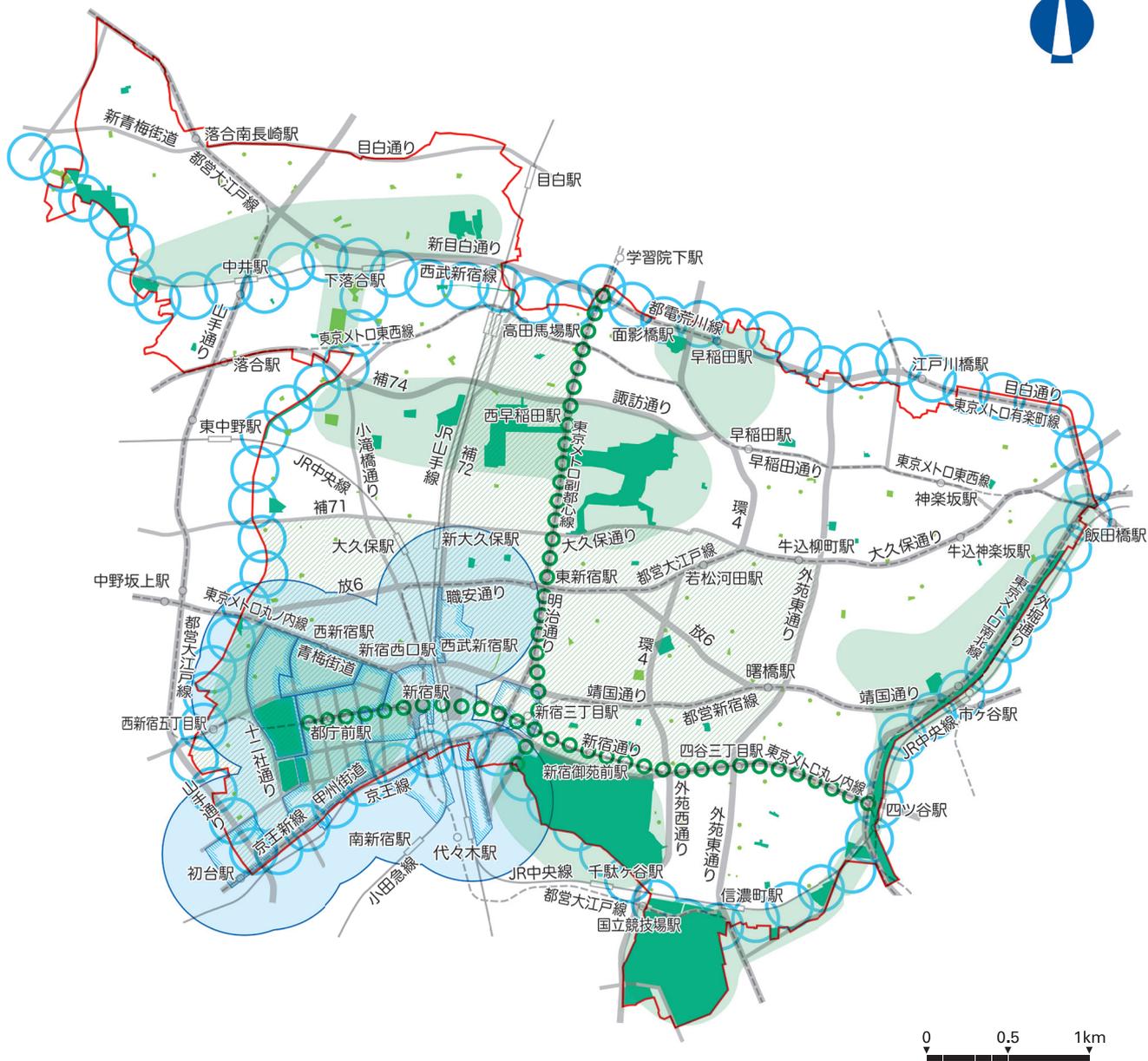
4 | 誰もが快適に過ごせる都市空間づくり

① 都市空間

- ・ 自動車騒音・道路交通振動の緩和を図るため、沿道環境に配慮した幹線道路の整備や低騒音舗装の導入、さらなる発生源対策などを関係行政機関とともに進めます。
- ・ 繁華街では、事業系ごみや資源の保管に必要な空間(保管庫等)の設置に加え、路上へのごみ等の排出規制など、地域主体の適正な資源・ごみの排出を誘導します。
- ・ 建物の建設による騒音、臭気、光害、ビル風などの抑制を促すとともに、建物や設備の適切な更新や維持管理を誘導します。
- ・ ポイ捨て防止や路上喫煙禁止、放置自転車や路上看板の撤去、不法投棄対策などを進め、地域特性や人に配慮した歩行者空間の整備を推進します。
- ・ 路上喫煙は、ポイ捨てにつながる恐れがあるため、路上喫煙禁止の普及啓発等に努め、きれいなまちづくりを進めていきます。

② 建物

- ・ 解体・建設工事に伴って発生する騒音、振動、粉じんに対して、監視、規制、指導を行ない、良好な生活環境づくりに努めます。また、繁華街の拡声機等からの騒音や飲食店等からの臭気についても調査を行い、規制・指導により、生活環境への影響を抑制します。
- ・ 解体工事等の際の適正な処理など、区有施設や民間建物におけるアスベスト[※]対策を推進します。
- ・ 土壌汚染や地下水汚染対策などのため、有害化学物質取扱い事業者に対し、適正管理を指導するとともに、施設の廃止の際に義務づけられている土壌汚染調査等の実施を徹底させます。
- ・ 住宅の新築や大幅な改築、用途変更の際は、資源・ごみ集積所設置に向けた事前協議を義務づけ、適切な集積所の設置を促進します。
- ・ 管理不全な空き家や土地・建物については、関係機関と連携し、助言指導を行い適正な管理を促します。また、空き家等の所有者に対し、適正管理の周知啓発を行います。



- 東京都地域冷暖房区域
- エネルギーの面的利用の受け入れ検討エリア*
- 「ヒートアイランド対策」緑化推進エリア*
- 水とみどりの環

- 七つの都市の森
- 風のみち(みどりの回廊)
- 都市計画公園・緑地
- 都市公園等

- 幹線道路
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

